

第 1 回検討委員会を踏まえた論点整理

論点 1 自転車損害賠償責任保険の義務化を含む条例制定の必要性について

- 自転車利用を取り巻く情勢を踏まえ、自転車の安全・適正利用を促進するための条例制定は必要である。

自転車を巡る現状と課題

- 全国的に自転車事故に伴う高額賠償事例が発生
 - 県政世論調査により約 6 割の県民が必要と回答
 - 自転車が加害者となる交通事故が依然として発生
- を踏まえ、山口県の情勢に合致する条例の制定に向けて検討を開始することで意思を統一

論点 2 自転車損害賠償責任保険の種類等について

- 自転車保険の義務化に向けて、どのような保険制度があるのか。

- 傷害保険
- 自転車損害賠償責任保険
 - 個人向け
 - 事業者向け
 - 自転車貸付業者向け

(資料 1 - 2) 「自転車損害賠償責任保険等の種類」参照

論点 3 全国の自転車条例の制定状況について

- 条例制定にあたり、全国の自転車条例にはどのようなものがあるのか。

- 37 都道府県で特化条例を制定 (令和 5 年 4 月現在)
- 1 章: 総則 2 章: 基本的施策 3 章: 自転車損害賠償責任保険
- 13 条から 20 条で構成
～総則、基本的施策に「山口県らしさ」を盛り込む

論点 4 交通安全教育を含めた総合的な施策展開について

- 条例制定に合わせ、自転車の安全利用を促進するための安全教育を含めた総合的な施策展開が必要ではないか。

これまでの取組の充実に加え、先進事例を調査・研究

- 各種媒体を活用した広報啓発活動
- 自転車安全教室の開催
- 5 月の自転車月間における街頭広報活動 等